

平成 2 3 年 度

公の施設に係わる  
指定管理者監査報告書  
(笛吹市境川児童館)

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

次に掲げる公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理状態についての監査

笛吹市境川児童館

市担当課 保健福祉部 児童課

指定管理者 社会福祉法人境川福祉会

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成 23 年 3 月 31 日現在における公の施設の指定管理事務

## 3 監査の実施日

平成 23 年 5 月 19 日 午後 1 時 30 分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった公の施設に係わる指定管理に関する下記項目について、担当課長及び指定管理者から提出された資料に基づき説明聴取を行なった。

- ① 指定管理者の概要
- ② 指定管理者にかかる基本協定書
- ③ 指定管理者にかかる平成 21 年度協定書
- ④ 平成 21 年度業務計画書
- ⑤ 平成 21 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑥ 平成 21 年度指定管理者チェックシート
- ⑦ 平成 21 年度業務報告書
- ⑧ 指定管理者にかかる平成 22 年度協定書
- ⑨ 平成 22 年度業務計画書
- ⑩ 平成 22 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑪ 平成 22 年度指定管理者チェックシート
- ⑫ 平成 22 年度業務報告書
- ⑬ 施設の指定管理における懸案事項及び問題点
- ⑭ 施設の利用状況
- ⑮ 施設の修繕及び備品の修繕業務の状況
- ⑯ 指定管理料出納簿（平成 21 年度・平成 22 年度）

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 施設の設置目的に沿い、住民サービス向上と効率的運営がなされているか。
- ・ 協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。

## 6 監査の結果

現在の業務内容については、おおむね良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。なお、担当課においては、指定管理者へ必要な指導を行なうとともに、指定管理者についても適切な対応を図られたい。

## 7 指摘・要望事項

境川児童館	①	今後とも、施設の清掃を徹底し、子供たちが安全で安心して、施設を利用できるように今後とも、利用環境の保持に努められたい。
-------	---	---

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について報告をお願いします。